

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告 X1 は、株式会社 A で、使用人として稼働してはならない。
- 2 被告 X2 は、株式会社 A で、使用人として稼働してはならない。
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、141 万 2378 円及びこれに対する平成 28 年 5 月 11 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原告が、原告の元従業員である被告らとの間の競業避止合意に基づき、同人らに対し、株式会社 A（以下「訴外会社」という。）において使用人として稼働することの禁止を求めるとともに、上記合意における競業避止義務の不履行に基づく損害金 141 万 2378 円及びこれに対する平成 28 年 5 月 11 日（同年 4 月 25 日付け訴えの変更申立書の送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 争いのない事実

(1) 原告は、コンテンツ・プロデュース事業やフルフィルメント事業を営む会社であり、事業の一環として、アダルトゲームのパッケージやキャラクターグッズの企画・製造・販売業務を行っている。

(2) 訴外会社は、パッケージソフトの制作・製造・販売や、キャラクターグッズの企画・製造・販売事業等を営む会社である。

(3) 原告の従業員であった被告らは、原告在職中である平成 20 年 3 月 3 日、別紙 1 記載の誓約書（甲 1、2。以下「本件誓約書①」という。）に署名押印して、それぞれ原告に提出し、退職後の競業避止等に関する合意が成立した（以下「本件合意①」という。）。

(4) 被告らは、平成 26 年 1 月 16 日、原告を退職するに当たり、別紙 2 記載の誓約書（甲 7、8。以下「本件誓約書②」という。）及び別紙 3 記載の誓約書（甲 14、15。以下「本件誓約書③」という。）に署名押印して、それぞれ原告に提出し、退職後の競業避止等に関する合意が成立した（以下、これらを併せて「本件合意②」といい、本件合意①と②を併せて「本件合意」という。）。

(5) 被告 X1（以下「被告 X1」という。）は、平成 26 年 2 月 20 日、原告を退職し、同年 3 月 1 日、訴外会社との間で雇用契約を締結した。

(6) 被告 X2（以下「被告 X2」という。）は、平成 26 年 3 月 20 日、原告を退職し、同年 4 月 1 日、訴外会社との間で雇用契約を締結した。

2 争点及び当事者の主張

- (1) 本件合意の効力

【被告ら】

ア 原告は、技術的な秘密や営業上のノウハウ等に係る秘密などの法的保護に値する業務上の秘密を保持しておらず、被告らに対してかかる秘密を開示していたわけでもなく、単に競合会社である訴外会社に顧客を奪われたくないという希望を有していたにすぎず、本件合意により保護すべき利益がない。また、本件合意は、3年間という比較的長期の期間が定められており、禁止範囲の限定もされておらず、被告らの職業選択の自由に対する過度な制約に当たる上、これについて代償措置が何ら講じられていない。

なお、被告 X1 の賃金額は、前職の収入額を考慮して決められたものであり、その後業績悪化を理由に一方的に減額されており、被告 X2 の賞与は、同人の営業活動により原告の売上げが増加したことに対する報償であり、いずれも本件合意の対価とはいえない。また、競業避止合意の有効性は、合意時点における事情により判断されるべきであり、合意後の退職者の行為により有効性が左右されることもない。

したがって、本件合意は、被告らの職業選択の自由を不当に制限するものであり、公序良俗に反するから無効である。

イ 原告の主張に対する認否、反論

原告の主張は、否認ないし争う。

訴外会社は、原告の取引先ないし顧客と取引があるものの、これらの会社から取引を求められたものがほとんどであり、被告らが原告の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するような行為をしたり、自由競争の枠を超えるような背信的な営業活動を行ったことはない。

【原告】

ア 本件合意①は、原告と被告らとの間の雇用契約締結時になされたものであるところ、被告 X1 の賃金は月額 38 万円、被告 X2 の賃金は月額 25 万 7000 円に多額の賞与が付与されるというものであり、同種企業と比べて相当優遇されており、本件合意①に伴う制約は被告らの労働条件を定める際に適切に考慮されており、本件合意全体について代償措置がとられていたといえる。

また、被告らは、原告から顧客を奪取することを企図して、在職中から原告が製作した商品の画像データを持ち出したり、原告と取引関係のある印刷業者と接触を図るなど競業のための準備行為をする一方で、遵守する意思もないのに本件誓約書②、③を提出して、原告代表取締役 B（以下「B」という。）を誤信させた上、後記イのとおり、在職中に得た内部情報や人間関係を利用したり、原告が考案し、管理保管していた商品の画像データを盗用し、訴外会社の見積書や営業用資料（グッズ提案書）を作成して、原告の顧客に営業活動を行うなど、背信性の高い競業行為を行っているものであり、その限りでは本件合意も有効というべきである。

なお、被告らは、訴外会社の取引先等を明らかにせず、原告の損害賠償請求権の行使を妨害しているところ、被告らの背信的な顧客奪取行為を抑止するためには、訴外会社にお

ける稼働自体を差し止めるほか救済の途はない。

イ 被告らによる競業行為

（ア）被告 X1 は、平成 26 年 4 月、原告の取引先である株式会社 C の従業員 D に対し、CD や DVD のプレスに関する取引開始を打診したが断られた。

（イ）被告 X2 は、平成 26 年 6 月、原告の顧客でありアダルトゲームメーカーである株式会社 E の従業員 F に営業活動をし、音楽 CD の製造の受注を勧誘した。

（ウ）被告 X2 は、平成 27 年 2 月、原告の顧客でありアダルトゲームメーカーである株式会社 G に営業活動をし、同月以降、同社の商品製造は訴外会社が受注するようになった。

（エ）被告 X2 は、平成 27 年 4 月 17 日、原告が作成したトートバッグの画像データを流用して、訴外会社名義のキャラクターグッズ販売企画用の見積書（甲 9）を作成した。

（オ）被告 X2 は、平成 27 年 5 月、株式会社 H が経営する I・J 店において、同店店長 K に対し、原告が取り扱っている商品の画像データを流用し、原告が商標登録している「L シリーズ」と同じ製品仕様になる旨記載したグッズ提案書（甲 11）を交付した。

（カ）被告 X2 は、平成 27 年 8 月 7 日、原告の顧客である株式会社 M に営業活動を行った。

（キ）被告 X2 は、平成 27 年 8 月頃、原告の顧客である株式会社 N（以下「N」という。）にグッズ提案等の営業活動を行った。また、被告 X1 は、同年 11 月、N に対する営業活動を行った上、原告が開発した「O」と称される形状である「P」というアダルトゲームのパッケージの抜き型（箱の寸法等のパッケージを作成するためのデータ）を流用することにより、同じ仕様のものがより安価にできるなどと述べて、「Q」というアダルトゲームのパッケージの製造を受注した。

（ク）被告らは、訴外会社の従業員として、原告の顧客である株式会社 R 及び株式会社 S からグッズ製作を受注し、平成 27 年 8 月 12 日に T で開催された「U」（アダルトゲーム、グッズ販売イベント）において、商品を納入した。

（ケ）被告 X1 は、平成 27 年 11 月頃、V に営業活動を行い、上記「P」のパッケージを模倣した「W」というアダルトゲームのパッケージの製造を受注した。

（2）本件合意における競業避止義務の不履行に基づく損害賠償請求の可否

【原告】

ア 上記（1）【原告】イ（キ）のとおり、被告らは、意思を通じて、N に対する営業活動を行った上、原告が開発した「P」の抜き型を流用することにより、同じ仕様のものがより安価にできるなどと述べて、「Q」のパッケージの製造を受注したところ、かかる行為は、本件合意に基づく競業避止義務の不履行に当たるから、被告らは、連帯して、原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

イ 原告は、被告らの上記競業避止義務の不履行により、「Q」（発注数 1 万 9000 部）の受注機会を逸したところ、その粗利相当額である 141 万 2378 円の損害を被った。

【被告ら】

原告の主張は、否認ないし争う。

上記（1）【被告ら】アのとおり、本件合意は無効であり、被告らは本件合意に基づく競争禁止義務を負わない。

なお、被告らが、N を訪問したのは、アダルトゲームのパッケージ製作等の受注のためではなく、ゲーム音楽の製作等に係る営業活動のためであったが、同社の担当者から、原告の担当者の対応が悪いため、パッケージ製作等も含めて訴外会社に依頼したいとの申出を受けて、受注するに至ったものである。また、被告らは、原告から商品サンプルやパッケージの抜き型等を持ち出したことはない上、ゲームのパッケージはほぼ定型のものであり、原告作成のパッケージと訴外会社作成のパッケージの寸法が一致していたとしても何ら問題はない。さらに、「O」という形状のパッケージは、一般的なものであり、原告固有の商品でも知的創造物でもない。

第3 当裁判所の判断

1 事実認定

前記争いのない事実、証拠（文末の括弧内に掲記したもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1）原告は、コンテンツ・プロデュース事業やフルフィルメント事業を営む会社であり、事業の一環として、アダルトゲームのパッケージやキャラクターグッズの企画・製造・販売業務を行っている。他方、訴外会社は、音楽・映像・グラフィック・ソフトウェア等の制作、パッケージソフトやキャラクターグッズの企画・製造・販売事業等を営む会社であり、原告と訴外会社は、アダルトゲームのパッケージやキャラクターグッズの企画・製造・販売業務において競合する部分がある。（甲 17、18、29、乙 1 ないし 3）

（2）原告と被告 X2 は、平成 18 年 11 月 21 日、賃金月額 25 万 7000 円、業績に応じて賞与支給との約定で、期間の定めのない雇用契約を締結した（なお、賃金は、その後増額され、退職時の賃金月額は 29 万 8000 円であった。）。

また、原告と被告 X1 は、平成 20 年 2 月 1 日、賃金月額 38 万円、業績に応じて賞与支給との約定で、期間の定めのない雇用契約を締結した（なお、賃金は、平成 25 年 4 月、33 万円に減額された。）。

さらに、被告らは、平成 20 年 3 月 3 日、原告に対し、本件誓約書①に署名押印して提出し、本件合意①が成立した。なお、原告は、秘密保持の趣旨を徹底させるため、同月頃、在職している従業員全員から同様の誓約書を提出させた。

（甲 1、2、29、乙 2、3、原告代表者本人【2 ないし 5、30 頁】、被告 X1 本人【1、9、10 頁】、被告 X2 本人【1、8 頁】）

（3）被告らは、原告在職中、アダルトゲームのパッケージや関連グッズの製作に関する営業等を行っており、退職時には、被告 X1 が課長、被告 X2 が係長の職に就いていた。

（甲 29、原告代表者本人【2、3、29、30 頁】、被告 X1 本人【1 頁】、被告 X2 本人【1 頁】）

（4）原告代表取締役 B は、平成 25 年 11 月下旬頃、被告らから退職の意向を伝えられた上、被告 X1 が訴外会社への移転を考えているとの情報を得たため、同年 12 月 13 日、被告らと

個別に面談し、競合業者に転職することはかまわないが、原告の顧客や取引先に対して競業行為を行わないように警告した。

（甲 3 【2、4、9 ないし 11、14、15 頁】、29、原告代表者本人 【9、10 頁】、被告 X1 本人 【14 頁】）

（5）被告らは、平成 26 年 1 月 16 日、本件誓約書②、③に署名、押印して、原告に提出し、本件合意②が成立した。なお、U は、アダルトゲーム等の販売イベントであり、原告の顧客や取引先も多数出店している。

（甲 7、8、14、15、29、乙 2、3、原告代表者本人 【13 頁】）

（6）原告の従業員 Z は、平成 26 年 1 月 30 日に被告 X2 に対し、同年 2 月 3 日に原告 X1 に対し、それぞれ、競合業者に転職することはかまわないが、原告の営業秘密を利用した競業行為を行わないように警告した。

（甲 5 【1 ないし 4 頁】、6 【1 ないし 6 頁】、29、原告代表者本人 【13、14 頁】）

（7）被告 X1 は、平成 26 年 2 月 20 日、原告を退職し、同年 3 月 1 日、訴外会社との間で雇用契約を締結した。また、被告 X2 は、同年 3 月 20 日、原告を退職し、同年 4 月 1 日、訴外会社との間で雇用契約を締結した。

（乙 2、3、被告 X1 本人 【1 頁】、被告 X2 本人 【1 頁】）

（8）原告は、被告 X2 の競業行為によって取引先である G からの受注が減少したと考え、代理人弁護士を介して、平成 27 年 2 月 4 日付けで、被告 X2 に対し、原告の顧客を奪取する行為は本件合意に違反するとして、今後は原告の取引先への接触を控えるよう求める書面を送付した。

（甲 16、29、原告代表者本人 【16、17 頁】）

（9）被告 X2 は、平成 27 年 4 月 17 日付けで訴外会社名義の「a」の見積書を作成したところ、同見積書には、原告のカタログからコピーした原告の商品である「a」の写真が添付されており、金額はいずれも原告よりも安価に見積もられていた。

（甲 9、10、29、原告代表者本人 【17、18 頁】、被告 X2 本人 【15、16 頁】）

（10）被告らは、平成 27 年 4 月頃、訴外会社名義のグッズ提案書を作成し、原告の取引先等にも配付していたところ、同提案書には、①物販関連グッズ提案として、b が掲載され、その説明として「某店舗特典の『L』と同じ製品仕様になります。」と記載され、商品参考画像として原告の商品である「L シリーズ」の写真が掲載されており、②その他グッズとして、原告の商品であるストラップの写真が掲載されていた。

（甲 11 ないし 13、29、原告代表者本人 【18、19 頁】、被告 X1 本人 【11、12 頁】、被告 X2 本人 【7、11、12、15、16、19、20 頁】）

（11）原告は、平成 26 年 1 月頃、N からアダルトゲームソフトである「P」のパッケージの製作を受注し、「O」と称される形状のパッケージを製作した。さらに、被告 X1 は、原告在籍中に、N からアダルトゲームソフトである「Q」のパッケージの製作に関する打診を受けていたが、訴外会社に入社後は、同社の従業員として N との間で上記パッケージの製作に関するやり取りを行い、平成 27 年 11 月頃、上記パッケージの製作を受注した。

なお、上記「P」と「Q」は、共に「O」と称される形状のパッケージであり、外寸は概ね一致しているが、見開き部分内側のポケットの有無や付録を留める切込みの形状など、中箱の形状が異なっている。

（甲 20 の 1・2、甲 21 ないし 23、29、原告代表者本人【22 ないし 25、41 ないし 45 頁】、被告 X1 本人【5、6、18、19、22 ないし 24 頁】、被告 X2 本人【4 ないし 6 頁】）

2 判断

原告は、本件合意に基づき、被告らに対し、原告の競合会社である訴外会社で使用人として稼働することの禁止を求めるとともに、競業避止義務の不履行による損害賠償請求をしている。

この点、労働者は、退職後において、職業選択又は営業の自由を有するところ、使用者が合意等により退職後の競業行為を無制限に制約することは許されず、使用者の利益確保の必要性、退職者の従前の地位、競業行為の制限の期間・範囲・態様、代償措置の有無・内容等の諸事情を総合考慮して、合理的な制限の範囲を超える場合には、当該合意等は公序良俗に反し無効になるものと解される。

これを本件合意についてみるに、前記認定事実（1）によれば、原告は、アダルトゲームのパッケージやキャラクターグッズの企画・製造・販売業という特殊な業界において、顧客であるゲームソフト会社との間で、ゲームソフトのパッケージや関連グッズの製作依頼を受けたり、商品の提案をしたりするなどした上、印刷業者や製造業者を利用するなどして、これを受注生産しているところ、退職者に競業避止義務を負わせることにより、顧客や取引先、各種商品の仕様や製造単価などの内部情報の無断利用ないし流出を防ぎ、既存顧客を維持するなどの利益確保の必要性は認めることができる。また、被告らは、原告において営業を担当していたところ、原告の規模や上記業界の特殊性も考えると、被告らと顧客らとの間には強固な人的関係があり、被告らが退職後に競業行為を行うことにより、原告に不利益が生じるおそれも大きいものとうかがえる。

しかし、他方、本件合意は、被告らに対し、退職後 3 年間という比較的長期にわたり、地域的な制限もなく、競合企業に雇用されたり、競合事業を起業したり、競業行為を行うこと、原告の顧客と交渉したり、受注することを広範囲に禁止するものであり、被告らの職業選択又は営業の自由に対する制約が大きいにもかかわらず、これに対する代替措置は何ら講じられていない。

これに対し、原告は、被告らの原告における賃金は、本件誓約書①を提出することを前提に、同種企業と比べて相当優遇されており、本件合意全体に対する代替措置がとられていたと主張する。

しかし、本件誓約書①は、被告 X2 が入社してから約 1 年 2 か月後、被告 X1 が入社してから約 1 か月後に、他の従業員とともに提出したものであること（前記認定事実（2））、被告 X1 は、原告入社前、c 株式会社において稼働していたところ、平成 18 年分として約 587 万円の収入があり（乙 4）、原告入社時の賃金月額 38 万円が高額とまではいえないこと、被

告 X2 の原告入社時の賃金月額が 25 万 7000 円であって高額とまではいえず、賞与は業績に応じて支払われたものであり、退職後に競業避止義務を負うことに対する代替措置とは考え難いこと（前記認定事実（2））などからすれば、被告らの原告における賃金に本件合意に対する代替措置が含まれていたと解することはできない。

また、原告は、被告らが原告在職中から原告の顧客を奪取することを企図して、競業準備行為をするとともに、遵守する意思もないのに本件誓約書②、③を提出して、B を誤信させた上、原告在職中に得た内部情報や人間関係を利用したり、原告の商品の画像データを盗用し、訴外会社の見積書や営業用資料（グッズ提案書）を作成して、原告の顧客に営業活動を行うなど、背信性の高い競業行為を行っているものであり、その限りでは本件合意も有効である旨主張する。

しかし、被告らが原告在職中から原告の顧客を奪取することを企図して、競業準備行為をしていたとか、本件誓約書②、③を提出することによって、殊更 B を誤信させたと認めるに足りる証拠はない（むしろ、前記認定事実（4）、（6）によれば、B らは、当初、被告らが原告退職後に訴外会社で勤務すること自体は容認していたものとうかがえる。）。また、前記認定事実（9）ないし（11）によれば、被告らは訴外会社の従業員として、原告商品の写真や商品名を利用して見積書やグッズ提案書を作成したり、原告在職中に取引のあった顧客から受注を受けたりしていることが認められるところ、原告が撮影した商品の写真を無断で利用することなどが別途著作権侵害等を構成する余地があるとしても、被告らが原告の営業活動を妨害するなど背信性の高い競業行為を行っていることを認めるに足りる証拠はなく、これをもって本件合意ないしその一部が有効であると解することもできない。

なお、原告は、被告らが原告開発に係る「P」のパッケージを模倣し、これを製造するための抜き型を流用するなどして、N から「Q」のパッケージの製造等を受注した旨主張するところ、上記両パッケージは、共に「O」と称される形状のパッケージであり、外寸は概ね一致しているものの、見開き部分内側のポケットの有無や付録を留める切込みの形状など、中箱の形状が異なっており（前記認定事実（11））、これを製造するための抜き型も異なるものと推認されるから、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、本件合意は、合理的な制限の範囲を超えるものであり、被告らの職業選択又は営業の自由を不当に侵害するものであるから、公序良俗に反し無効である。

3 結論

したがって、本件合意に基づく原告の各請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 11 部

裁判官 知 野 明

デジタルパワーステーション事件（東京地裁 平 28.12.19 判決）

（編注：別紙略）